

件名	本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について
担当	学校教育部 生徒指導課
概要	<p>いじめの再発防止といういじめ重大事態調査結果報告書を公表する意義を十分にふまえた、公表にかかる考え方や手順を整理したので報告します。</p> <p>1. いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開の基本的な考え方について</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに公開・非公開にかかる基本的な考え方を整理。 担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化を図る。 <p>【構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ はじめに 公表に関する基本的な考え方を整理。 ○ 原則 原則として非公開とすべき個人情報の範囲を「一般人基準」で整理。 ○ 特段の配慮を要する場合 特段の配慮を要する事象は非公開とすべき個人情報の範囲を、例外として「一般人基準」よりも広く捉える「特定人基準」で整理。 ○ 附則 公開範囲についていじめの被害を受けた児童生徒やその保護者が異なる意向を示した場合等整理。 <p>2. いじめの重大事態 答申後～公表までの動き（手順）について</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会事務局内での報告書の答申後から公表までの作業手順を整理。 担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化を図る。 ○ いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）に寄り添った丁寧な説明とともに、被害児童生徒・保護者と見解の相違とならないような手続きを追加し、実践していく。さらに、説明時に記録を残すことを明記。 <p>【構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ はじめに 被害児童生徒・保護者に寄り添った丁寧な説明にする。 ○ ①～② 被害児童生徒・保護者への説明 ○ ③～⑤ 教育委員会事務局内の公開・非公開箇所特定作業 ○ ⑥ 被害児童生徒・保護者説明 ○ ⑦ 非公開箇所の確定・加害児童生徒及びその保護者への説明 ○ ⑧ 公表日等の庁内調整。報告書の公表に関する、教育委員、市長、市議会等へ説明 ○ ⑨ 公表 <p>3. 今後の流れ</p> <p>令和4年8月中 教育長決裁 運用開始 令和4年9月12日（月） 定例会で報告（教育長の報告）</p>

いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について

○ はじめに～いじめの実態とその対応を市民と共有～

いじめ重大事態調査結果報告書（以下「報告書」という。）を公表する意義は、いじめの実態とその対応を市民と共有し、いじめ防止の啓発を促すことなどを通じて、同種事案の再発防止につなげることである。

また、調査過程や調査結果の可視化を図ることで説明責任を果たし、確かな対応により安全安心な学校生活を保障する学校・教育委員会の信頼性の向上にもつなげることが可能となる。

一方、重大事態の関係当事者の学校生活はもとより、その人格や名誉、子どもたちの将来においての成長を守るという視点や個人のプライバシーも、公開範囲を考えるうえで配慮すべきである。

公表に際しては、双方のバランスも必要であるが、いじめの再発防止という公表の意義を十分にふまえ、また、「教育的配慮」の名のもとに曖昧な判断をすることのないよう、積極的に公開していく姿勢で取り組む。

○ 原則

◆ 「再発防止」の意義をふまえ原則公表

報告書は、「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関するガイドライン」に基づき、報告書を公表することの意義や必要性、個人のプライバシーへの配慮等を鑑みた上で、原則公表する。

◆ 公開・非公開箇所を特定するルールの明確化

いじめの対処や再発防止につながる公表に向け、原則として、一般の方が見て、個人を特定、類推できる情報であるかどうか、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお、個人の権利利益を害する情報となる恐れがあるかどうかで当該箇所の公開・非公開を判断する。

◆ 限定的な非公開箇所の特定

非公開箇所の特定に際しては、公表する意義をふまえ、「特定の個人の識別性がある情報」に該当するかどうかの判断を慎重に行い、安易に文や段落の全体が非公開箇所と特定することがないよう留意する。

◆ 公開に向けた考慮

判断に際しては、その事象が公にされている情報であれば原則として公開する。

○ 特段の配慮を要する場合

◆ 性被害など特段の配慮を要する事象への対応

いじめ事象によっては、性被害など、その内容や性質から関係児童生徒に大きな心理的影響を及ぼす内容である場合がある。

このような、特段の配慮を要する場合に限り、「原則」の一般の方が見て特定できるかどうかで判断

した非公開箇所に加え、当該学校の児童生徒が見て特定される可能性のある箇所についても、公開・非公開を判断する。

◆ 自死の事象に対する積極的な再発防止の対応

自死の事象については、二度と起こしてはならず、再発防止の必要性が極めて高い。このことをふまえ、実態と対応を積極的に市民に公表し、再発防止につなげる。ただし、自死（特に未遂や疑い）のうち、関係児童生徒に大きな心理的影響を及ぼす場合については性被害など特段の配慮を要する事象と同様の扱いとする。また、自死に関しては、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、自死の連鎖の可能性なども踏まえることとする。

◆ 公開に向けた考慮

判断に際しては、その事象が公にされている情報であれば原則として公開する。

○ 附則（被害児童生徒や保護者が異なる意向を示した場合等）

◆ 被害児童生徒や保護者に寄り添った丁寧な説明

いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という）との報告書の公開・非公開箇所の確認に際しては、公開・非公開とした理由だけでなく、改めて報告書を公表する意義等を丁寧に説明し相互理解を図る。

◆ 公開箇所等の再検討

被害児童生徒・保護者に説明を尽くしてもなお、教育委員会が示す公開・非公開箇所と異なる意向を示された場合、個人のプライバシーへの配慮等を鑑みたくうえで、その意向に合理的理由（被害児童生徒がおかれた状況の変化など）があるかどうかを考慮し、次の方向性で改めて公開箇所を判断する。

- ① 教育委員会が示したものより非公開箇所を多くする意向を示された場合、改めて公表する意義等を丁寧に説明し、再発防止につながる箇所を公開していく方向で、相互理解を図る。
- ② 教育委員会が示したものより公開の意向を示し、個人情報の提供等に本人の同意がある場合、本人の個人情報を理由に非公開とした箇所についても原則として公開する。

いじめの重大事態 答申後～公表までの動き（手順）

○ はじめに～被害児童生徒や保護者に寄り添う～

教育委員会事務局は、いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）に対する、調査開始前や調査結果などの説明に際し、手順を画面で示すなど被害児童生徒・保護者に寄り添った丁寧な説明を行う。

特に、調査結果の説明に際しては、「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」といじめ防止対策推進法に規定されていることを認識したうえで行う。

① 答申後、教育委員会事務局は、被害児童生徒・保護者に連絡をとり、報告書を渡すための日程調整を行う。

② 教育委員会事務局は、被害児童生徒・保護者に報告書を渡し、今後の流れ等について説明する。

なお、説明時には、被害児童生徒・保護者からの了承を得たうえで、ICレコーダー等を活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る

①報告書の取扱い、②意見書について、③公表について、④今後の流れ、の4点について画面で説明する。説明時に、「報告書の取扱いについて（SNS発信、コピー、他人への情報提供、譲渡等の禁止）」に被害児童生徒・保護者の署名をもらう。①報告書、②意見書（ある場合のみ）、③公表におけるご意向についての3点を概ね2週間後に、返送してもらいたいことを被害児童生徒・保護者に依頼する。

≪被害児童生徒・保護者から報告書等の返送があった後の対応≫

- ①意見書（ある場合のみ）、②公表におけるご意向について、の2点を教育長まで供覧した後、教育委員及び市長にいじめ重大事態調査結果の報告をする。

≪市長による判断を受けた後の対応≫

- 再調査あり → 市長部局による再調査へ
- 再調査なし → 公表手続きへ（報告書を公表し、同種のいじめ事象の再発防止につなげることを、被害児童生徒・保護者に説明を尽くしても、公表を望まない場合でも、報告書のうち課題や提言部分のみ公表するなど部分開示の可能性を追求する。ただし、それでも公表を望まない場合は公表しない。）

③ 教育委員会事務局は、「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関するガイドライン」や「いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について」をふまえ、非公開箇所の方角性を判断後、非公開作業をする。

- ④ 教育委員会事務局は、非公開案の作成にあたり、関係課や弁護士に相談する。
- ⑤ 教育委員会事務局は、暫定的に非公開箇所を決定する。
- ⑥ 教育委員会事務局は、いじめの実態とその対応を市民と共有し、いじめ防止の啓発を促すことなどを通じて、同種事案の再発防止につなげる報告書の意義を被害児童生徒・保護者に改めて説明し、今回の開示部分でどのような内容が市民と共有できるのかの要点も説明する。

そのうえで、被害児童生徒・保護者に非公開箇所を1か所ずつ提示しながら説明する。その際、被害児童生徒・保護者から意見があった場合は丁寧に聞き取ったうえで、公開・非公開を再検証する。

なお、説明時には、被害児童生徒・保護者から了承を得たうえで、ICレコーダー等活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る
- ⑦ 教育委員会事務局は被害児童生徒・保護者の同意を得たうえで、「公表にかかるマスキングのご意向について」、に署名をもらい、教育長の決裁を経て非公開箇所を最終決定する。ただし同意を得た後であっても、被害児童生徒・保護者から意見があった場合は丁寧に聞き取り、公開・非公開を再検証する。

また被害児童生徒・保護者の意向をふまえて、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

なお、説明時には、加害児童生徒及びその保護者から了承を得たうえで、ICレコーダー等活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る。
- ⑧ 教育委員会事務局は、広報課と公表日や公表方法等について調整する。また報告書の公表について教育委員及び市長への報告、市議会等への説明を行う。
- ⑨ 公表する。